

神奈川県障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業

平成 29 度

湘南西部障害保健福祉圏域
地域生活ナビゲーションセンター
活動報告書



平成 30 年 4 月

社会福祉法人常成福社会
丹沢自律生活センター総合相談室

目 次

はじめに	・・・ p 1
I 障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の全体像	・・・ p 1
II 湘南西部圏域自立支援協議会、各種ネットワークの活動	・・・ p2
III 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会開催報告	・・・ p3
IV 湘南西部圏域相談支援ネットワーク活動報告	・・・ p16
V 湘南西部圏域重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の 支援ネットワーク活動報告	・・・ p23
VI 自立支援協議会、部会等への参加状況について	・・・ p33
VII 研修等の開催状況について	・・・ p34
資料編	・・・ p36
・湘南西障福ナビだより第 89 号～第 94 号（平成 29 年度発行分）	

はじめに

平成 18 年 10 月より、神奈川県では障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業において、「重層的な相談支援体制の構築」、「広域的かつ専門的な支援を行うことにより障害者の福祉の増進を図る」ことを目指し、県内の 5 圏域（横須賀三浦・県央・湘南東部・湘南西部・県西）に地域生活ナビゲーションセンターを設置し、活動を展開しています。湘南西部圏域においても、圏域の皆様をはじめ、県内の関係機関によるご支援とご協力をいただきながら本事業を進めています。

本報告書は、平成 29 年度の活動を次の取り組みへと繋げていく為の参考資料として作成いたしました。多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

なお、本報告書では、総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定される「協議会」について、「自立支援協議会」と表記しています。

I. 障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の全体像

湘南西部障害保健福祉圏域においては、「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業実施要綱」、「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱」、「平成 29 年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業計画」に基づき、下記のとおり事業を進めています。

本事業の目的は、湘南西部障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワーク形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることとし、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会、相談支援をはじめとする各種ネットワークを運営しています。

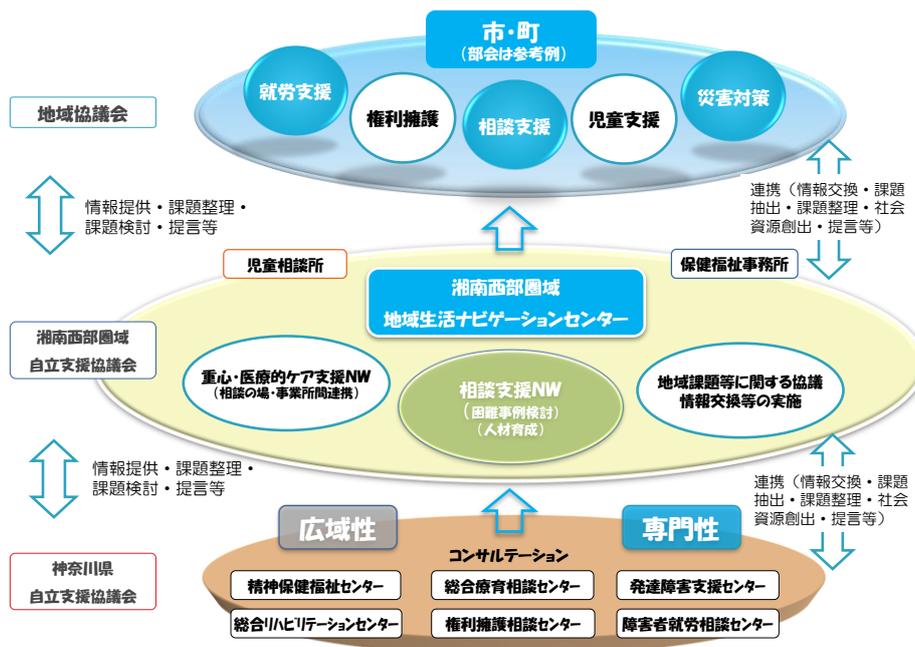


図 1 平成 29 年度相談支援等ネットワーク形成事業全体像 (イメージ)

市町、圏域、県による協議会、相談支援体制における三層構造が連動性を持って、地域課題にアプローチできるよう活動しています。圏域事業（協議会やネットワーク）は、市町における相談支援や協議会等に示された取り組み、地域課題との繋がりの中で組織化されており、情報共有、成果や課題の共有、課題へのアプローチ、人材育成等を踏まえた活動を展開しています。

II. 湘南西部圏域自立支援協議会、各種ネットワークの活動

（平成 29 年度相談支援等ネットワーク形成事業 事業計画より一部抜粋）

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会（年 3 回開催）

- ①湘南西部圏域における相談支援体制、権利擁護体制に関する協議
- ②湘南西部圏域における地域協議会の取り組み、相互連携に関する協議
- ③湘南西部圏域におけるネットワーク形成の推進に関する協議
- ④湘南西部圏域における社会資源等に関する協議
- ⑤その他必要な事項に関する協議

相談支援ネットワーク

相談事例の支援過程を踏まえた地域課題の要因分析と明確化、相談支援専門員の人材育成に係る事例検討や研修の企画、運営を中心に活動を進めます。

重症心身障害児者及び医療的ケア支援ネットワーク

本人（乳幼児期から成人期）、家族支援にかかる情報の共有と課題の整理・検討、サービス提供事業所の連携強化を目的とした連絡会の企画、運営を中心に活動を進めます。

関係機関の連携、地域における情報共有に向けた取り組み

圏域レベルでの情報共有や人材育成・普及啓発が必要な内容に対し、地域の関係機関と連携し、連絡会や研修を開催する等の活動を行います。

図 2 平成 29 年度湘南西部圏域事業の活動について

III. 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会開催報告

1. 湘南西部圏域自立支援協議会の開催状況

湘南西部圏域自立支援協議会は、圏域内の当事者団体、障害福祉サービス提供事業者、就労支援機関、教育機関、社会福祉協議会、市町行政、専門相談機関、市町協議会からの委員 32 名と、神奈川県、広域専門機関、圏域事業調整会議事務局からのオブザーバーに出席いただき、年に 3 回の会議を開催しています。

今年度は、神奈川県障害者自立支援協議会の取り組みと連動した圏域課題の抽出と市町協議会による圏域課題への取り組みの共有を中心に活動しました。また、平成 27 年度から始めた湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会との同日開催は、委員の負担軽減と会議時間の適正化を目的に今年度第 1 回までで終了し、第 2 回以降は別日での開催となりました。それぞれの事務局が相互に会議に参加しあうことで連携を維持しています。

(1) 第 1 回自立支援協議会

[日時・会場・出席者数]

- 平成 29 年 7 月 13 日 13 時～14 時 50 分 於平塚保健福祉事務所大会議室
- 委員 32 名中 22 名出席、専門機関、県等 5 名、事務局 3 名 計 30 名

[概要]

- 会長、副会長の選任

会長は神奈川県障害者自立生活支援センター平塚事務所代表 鈴木治郎委員、副会長は素心会統括管理室室長 萩原勝己委員が就任する。

- 平成 29 年度事業計画（案）について承認される。
- 神奈川県より、神奈川県障害者自立支援協議会の今年度事業と 2 つの調査予定、昨年度末の障害当事者の協議会参画状況等調査結果、基幹相談支援センター連絡会発足、会議内容と成果物のホームページ掲載の実現に向けた動き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について説明いただく。

● 圏域事業調整会議事務局より、県内の各圏域自立支援協議会の特徴と圏域事業調整会議の取り組み状況、地域生活支援事例集について説明いただく。

- 市町協議会における地域課題と取り組みの整理

第 21 回神奈川県障害者自立支援協議会（平成 29 年 6 月 13 日開催）において、「地域協議会が向き合う障害者等への支援体制に関する課題（地域課題）の実態調査」を県内の市町協議会に対して行うことが決まり、障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業受託事業者経由でその回答を回収（平成 29 年 8 月 1 日締切）することになった。当圏域では、市町協議会からの



回答を本協議会資料として提供いただき、それぞれの地域課題を説明いただいた（表 1～4）。その上で圏域内に共通する圏域課題として、①「医療的ケアを必要とする方が利用できる資源が足りない」、②「緊急時の受け入れ先の確保が難しい」、③「相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所等の職員育成のための研修の機会が十分とは言えない」に整理した。（表 5）

- 各機関からのご意見、情報提供
 - 今年 5 月に卒業後の進路を考えることをねらいとし、「福祉事業所合同説明会」を開催した。就学前児童、特別支援学校、特別支援学級の保護者と卒業生を対象とし、2 年目となる今年は約 700 名が参加した。平塚市（障害福祉課、教育委員会、こども教育相談センター）、「ありがとう」運営協議会、湘南西部圏域内の特別支援学校 6 校、平塚市社会福祉協議会などの協力をいただき、子どもが入学する前から卒業までの長い期間を、県と市、教育と福祉の垣根を越えた切れ目のない支援が形として現れたものといえる。（平塚養護学校、湘南養護学校）
 - 平塚市精神分科会では、高齢者支援機関と連絡会を開催して長期入院患者の実情への理解を促し、ネットワークづくりを進めてきた。この先、精神障害者を含めた地域包括ケアシステムの構築も視野に入れて必要な働きかけを行っていく予定である。（ほっとステーション平塚）

（2）第 2 回自立支援協議会

[日時・会場・出席者数]

- 平成 29 年 10 月 23 日 14 時～16 時 於平塚保健福祉事務所大会議室
- 委員 32 名中 26 名出席、専門機関、県等 6 名、事務局 3 名 計 35 名

[概要]

- 神奈川県より、「地域協議会が向き合う障害者等への支援体制に関する課題（地域課題）の実態調査」概要と結果、「地域協議会の機能に関する現状調査」の実施予定について、資料に基づき説明いただく。また、津久井やまゆり園再生基本構想の県ホームページへの掲載、厚生労働省での「医療的ケア児の地域支援体制構築にかかる担当者合同会議」について情報提供いただく。
- 圏域事業調整会議事務局より、「平成 28 年度相談支援専門員の業務等の実態に関する調査結果報告書」についての説明の後、明らかになった相談支援専門員の実態に基づき地域ごとの相談支援体制整備につなげていただきたいとお話いただく。
 - 報告書の中で、勤務上の悩みを相談しても解決に至っていない現状が明らかになったという点について特に懸念しており、基幹相談支援センターとして現状に対処できる体制を整備していかなければならないと感じている。（秦野市障害者地域生活支援推進機構より）

表1 平塚市障がい者自立支援協議会 課題整理表

1. 協議会で把握している地域課題について		現状と具体的な二一ズ	市町での検討状況、検討内容及び今後の予定	圏域・県自立支援協議会での検討が必要な事項
No	課題の内容			
1	相談支援専門員の連携強化や技術向上。	指定相談支援事業所の役割の明確化や他事業所との連携が課題となっている。また、サービス等利用計画の作成が急増した結果、セルフプランでの対応となった対象者について、利用計画の作成を検討している。	県主催の相談支援従事者研修等を活用した研修を実施。また、指定特定相談支援事業所による利用計画の作成状況について分析を進めていく。	地域生活支援拠点の整備等、相談支援体制の構築を見据えた相談支援専門員の育成。
2	地域で生活する方の障がい理解の促進。	地域で生活している方が、障がい当事者がどのようなことで困っているのか等を把握できず、どのようなコミュニケーション、支援が必要なのかわからない。	民生委員を対象に、当事者による障がい理解の講義を開催する等、当事者による障がい理解のための普及啓発活動を行っている。	
3	就労支援関係機関のネットワーク作り。	当事者、企業の意向等、障がい者就労に対する二一ズの把握が難しく、どのようにより普及啓発等を行うべきかが課題となっている。	支援者向けの情報提供等の研修会や、当事者向けの就労に対するイメージ作りや意欲向上を目指す研修会を実施している。	
4	協議会への当事者参加の促進。	地域課題の解決に対する当事者意見の抽出が課題となっており、障がい当事者団体等から協議会委員の選出を行っているが、さらなる参加を検討している。	協議会における当事者参加を活性化するため、の試行的な取り組みとして、障がいの程度に関わらず生活上の重要な課題である「防災」をテーマとして当事者が各自の状況を考え、意見を交換するきっかけとして講習会等を開催し、今後の協議会への参加を促す。	
5	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等の利用資源の不足。	医療的ケアを提供できず事業所が少なく、相談支援事業所等がサービスの利用に関する調整に苦慮することが多い。		医療的ケアの充実について、市町村単位で事業所へ働きかけけることは難しく、圏域単位で医療的ケアの提供できざる事業所の充実を図っていく。
6	高齢者支援機関との連携。	限られた資源の中で、適切な制度利用が求められているが、介護保険制度の利用等、適切な制度移行が課題となっている。	高齢者支援機関との連絡会等を実施し、障がいの理解を促進するとともに、適切な制度移行を目指した、資源活用のための連携強化を行っている。	

2. その他報告事項、情報提供等

表2 秦野市障害者支援委員会 課題整理表

1. 協議会で把握している地域課題について

No	課題の内容	現状と具体的なニーズ	市町での検討状況、検討内容及び今後の予定	圏域・県自立支援協議会での検討が必要な事項
1	障害者地域生活支援拠点の整備、運営	地域で暮らす障害者の高齢化・重度化、保護者の高齢化などによる介護力の低下により、障害者が地域で自立した生活を送ることが困難な状況が生まれている。そのため、相談支援、就労支援及び地域活動支援の機能を市域全体で強化する必要がある。	平成27年度に第4期障害福祉計画及び秦野市総合計画後期基本計画に拠点を位置づけ、平成28年度に障害者支援委員会を拠点のあり方などについて協議を実施した。その結果、民設民営で拠点整備・運営を行い、秦野市は整備・運営を支援することとし、平成29年10月に秦野市地域生活支援センターが開所予定となっている。	拠点の運営に関し、近隣市町の状況について参考意見をいただきたなどの情報提供をいただきたい。
2	障害者の高齢化に伴う支援の困難さ	障害者の高齢化・重度化等により事業所における支援課題が多くなってきている。事業所単独ではなく、市域全体で具休の課題を把握、整理し対応策を検討する必要がある。	市内障害者施設等へのアンケート案を地域生活部門で作成し、内容について当事者団体に意見をいただきたがながら調整し、支援委員会に提出し検討した。委員会では意見を調整のうえ施設へアンケートをお願いする予定となっている。	障害者の高齢化に伴う生活上の問題については、秦野市に限らない問題であることから、近隣市町の状況について参考意見を、事例などの情報提供をいただきたい。
3	障害の疑いのある児童の早期発見、早期療育	いわゆるパステルゾーンの児童を持つ保護者の心情を汲むとかなか療育へつなげることが難しい。いかに早期発見、早期療育について理解を得ていくか検討が必要。	保護者向けに、いろいろな事例が分かります。安に陥らない内容の検診会場などで掲示してもらおうポスター作成に、時間をかけて取り組んでいる。	近隣市町の状況について参考意見を、事例などの情報提供をいただきたい。
4	事業所(企業)との就労ネットワーク作り	企業における障害者の雇用率が法定雇用率に届かない中で、精神障害者雇用義務化が迫っている。啓発活動の促進に取り組む必要がある。	障害者の就労支援を担う秦野市障害者地域生活支援推進機構のバックアップ及び活動のサポートを行い、精神障害者雇用義務化に向けた雇用者側・支援者への啓発セミナーの開催や福祉事業所合同説明会実施に向けた調査・企画・開催を促進していく。	
5	障害児者の防災対策、緊急時対策	大きな地震や水害などの発生時に、支援が必要な在宅の障害児者(要支援者)について、名簿を市が自治会などに提供しているが、そこでこの要支援者の防災対策の全体像は把握できていない。各自自治会等における要支援者への取り組みについて実態把握が必要。	要支援者への防災対策に関する意識改革を図ることを目的に、自治会役員、自主防災会委員向けの市防災課主催の講演会において、要支援者の防災に関するアンケートを実施した。アンケートの結果を今秋に自治会などに提供する予定である。	
6	緊急で生活や支援の場を確保しなければならぬ方への緊急体制の整備	秦野市地域生活支援センターが地域生活支援拠点として開所予定だが、基幹相談支援センター機能を発揮して、緊急を要する相談者への対応体制を整える必要がある。	相談部門において、秦野市地域生活支援センターの開所に向けて緊急時の受入先として想定される施設の実態把握を同センターと連携し行い、対応の仕組みづくりにつなげる。	

2. その他報告事項、情報提供等

表3 伊勢原市障がい者くらしを考える協議会 課題整理表

1. 協議会で把握している地域課題について		市町での検討状況、検討内容及び今後の予定		圏域・県自立支援協議会での検討が必要な事項	
No	課題の内容	現状と具体的なニーズ	市町での検討状況、検討内容及び今後の予定	圏域・県自立支援協議会での検討が必要な事項	
1	医療的ケアを必要とする障害児者等が利用できる施設等が不足。	看護師が配置されている施設等が少なく、希望する福祉サービスが十分に受けられずに介護者の負担が大きくなっている。	看護師が配置されていない通所施設、保育所、学校等に看護師を派遣する「医療的ケア支援事業」の実施について検討。	医療的ケア及び重心児者の活動場所については市町レベルでは資源確保が困難な状況。圏域単位で医療機関等と連携を図り検討する必要がある。	
2	緊急時の一時的な宿泊の場及び、体験宿泊できるような居室の確保ができていない。	障害者等の家族に急なアクシデントがあり一時的な宿泊が必要な場合に、近隣には利用できる施設が少ない。また、地域移行や地域定着支援を推進するための体験的に宿泊ができる場がない。	常時、グループホームや介護保険施設等の居室が確保できるよう「居室確保支援事業」の実施について検討。	市町レベルでは資源確保が困難な状況。圏域単位で連携を図り検討する必要がある。	
3	包括的にマネジメントする地域生活支援拠点等の整備がされていない。	地域の様々な社会資源が存在しても、それらを有機的に結び付けて効率的かつ効果的に活用ができていない。また緊急時において、スムーズに対応できる施設等が整備されていない。	第5期計画を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの在り方について検討。	高齢、障害、児童等包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けて、圏域単位での研修の機会をつくって欲しい。	
4	相談支援事業所の負担が大きく事業運営が厳しい。	計画相談支援をきっかけに、相談内容が多岐にわたったり困難事例も多くなっている。相談支援専門員の対応及び件数にもバラツキがあり、基幹相談支援センターにおけるスーパーバイス機能及び役割分担等が不明確である。	第5期計画を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの在り方について検討。	市町によって財政的補助の仕組みは異なる。報酬基準の見直し等については引き続き国等へ要望をお願いしたい。	
5	身近な場所で気軽に研修を受けられる機会が少ない。	新規事業所が設置されたり、人事異動があったりして、不慣れな状況下で不安を感じながら業務に従事している場合がある。身近な場所での研修の機会を定期に確保することで、支援員や地域全体の資質向上に繋がる。	意思決定支援等、権利擁護の視点を重視した研修会を継続的に実施する。	サービスマスター等に専門講師を招いての支援員向け研修を圏域レベルで実施して欲しい。	
6	「はぐくみサポートファイル」が実際に活用できていない。	情報を一元化することを目的に児童通所サービスマスター等に配付をされている。(H26.2月～約850冊) アンケート調査において利用者からは便利なツールであると高く評価されているものの、活用方法がわからないといった意見も多くある。	サービスマスター等利用計画（障害児支援計画）をファイルすることをまずは徹底すること。各関係機関においても積極的な声掛けを実施してもらおうよう周知する。	市外の事業所等をお互いに利用することが多いことから、圏域共通の情報一元化ツールとして、共通フォーマットを検討するとともに、広域的に周知及び活用ができる流れがあると良い。	

2. その他報告事項、情報提供等

○当事者部会からの協議会への提案事項
 当事者部会への出席の際、通所先での作業を休む、有給休暇をつかって出席するなどして対応してもらっている。当事者は個人で参加しているため、交通費程度の謝礼を支払うことについての協議依頼があり、現在検討中。

表4 二宮町・大磯町障害者自立支援協議会 課題整理表

1. 協議会で把握している地域課題について

No	課題の内容	現状と具体的なニーズ	市町での検討状況、検討内容及び今後の予定	圏域・県自立支援協議会での検討が必要な事項
1	両町内に障害福祉サービス事業所が少なく、近隣自治体にあるサービス資源を頼っている。	高齢化や世帯人数の減少など家族内での介護力の低下がみられる。生活介護サービス等が身近にないことで、在宅生活をjする上で不安の材料となっている。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者のサービス利用について、人数が少ないが受け皿がない状況	生活圏の広域化にも配慮しながら、近隣自治体との福祉サービス体制の確保を進め、身近な地域で利用できる体制の整備に努める。	圏域での福祉サービスの整備と圏域の自治体との情報の共有、広域連携による支援体制。
2	移動支援に対し、日常での通学利用希望がある。	養護学校のバス停への送迎が家族にとって負担となっている。高等部の送迎問題で進学するか悩む家族もいる。移動支援は介護者が疾病等のため一時的に付き添えない場合は期間限定で対応している。家族の負担軽減のため通学時の移動支援の利用を希望する一部の声がある。	課題の整理をして、どのような場合を対象としていくか検討。	個々の自治体の対応でなく、教育を提供する養護学校側、教育委員会に対し必要な措置の検討を働きかける。
3	精神障害者への入所施設、受け皿の不足。	医療で長期入院された方が地域に戻ってきている。実際、精神障害者の施設入所先となるのは、グループホームや入居施設となるが、入所先となる受け皿の問題がある。施設内でのトラブルや施設内での生活が定着しない。	精神障害者に適した施設が少なく、利用希望があってもなかなか決まらない状況 退院しても家族の理解や協力を得られるとは限らず、支援方針が定まらない。 主治医や保健所等と連携し、在宅での生活支援の検討。	圏域での福祉サービスの整備と圏域の自治体との情報の共有。
4	緊急一時保護や家族のレスパイトへの対応。	緊急対応(虐待等)に対する施設整備は困難であり、ケースに応じた介護者の適度な介護負担の軽減ができようような対応が必要。主介護者が体調を崩した際、本人の生活環境の確保など、家族間での対応が困難となる。特に家族内に障害児・者がいる家庭にとつてニーズが高い。	障害特性など設備的な環境設定が困難なことから、家庭環境や個人の状態に応じ、日常的に施設の利用(特にショートステイ)を促すようにしている。本人の状態を把握している資源を増やせるよう声掛けしている。	地域生活支援拠点を活用して圏域での居室の確保についての検討。
5	相談支援事業所の育成と支援。	指定特定相談支援事業所は二宮町に3か所、大磯町に1か所の状況である。新規の事業所の計画作成件数も数件となっている。サービス等利用計画作成のスキルアップと事業所の育成方法や支援体制について取り組みをしたい。	事例検討会などの事業所の資質向上に向けた取り組みを検討する。	テーマや課題別の事業所の資質向上に向けた研修会など圏域単位で充実を図る。
6				

2. その他報告事項、情報提供等

--	--	--	--	--

表5 湘南西部圏域自立支援協議会 課題整理表

No	課題の内容	現状と具体的なニーズ	圏域での検討状況、検討内容及び今後の予定	県立支援協議会での検討が必要な事項
①	医療的ケアを必要とする方が利用できる資源が足りない	わずかずつではあるが、医療的ケアを必要とする方が利用できる社会資源が増えつつある。しかし、まだ十分とは言えず、通所やレスパイトを必要とする方の利用調整が難しい。その結果、希望するサービスが十分に受けられず、介護者の負担が大きい。 看護師が配置されている障害福祉サービス提供事業所では、その数が1名の場が多く、看護師の負担感が大きい。	圏域の重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークにおいて、 1会議 全般的な状況、市町・各機関での課題への取り組み状況の共有、検討 2事業所連絡会 通所事業所を中心に参加。実践発表、支援上の課題・取り組みの工夫の共有と意見交換。 3医療機関懇談会 圏域内の入院施設を持つ病院を中心に参加。支援上の課題、特に、レスパイト入院の状況の情報共有と意見交換。 を開催し、それぞれが連動し、協議を進めている。今後、圏域協議会で進捗状況を共有する。	障害福祉サービス提供事業所において、看護師配置が進むような方策。
②	緊急時の受け入れ先の確保が難しい	同居する家族等の突発的な事情(病気・虐待等)により本人のケアができなくなったとき、緊急で本人の夜間のケアができる場所を確保することが難しい。	受け入れ事業所の実態把握のための調査を検討している地域が一つ、施設等の居室確保事業を検討している地域が一つある。今後、圏域協議会でのこの件に関する各市町での取り組みを共有する。	緊急時に向けた居室確保を推進する方策
③	相談支援事業所、障害福祉サービスの研修の機会が十分とは言えない	新規事業所の開設、人事異動などにより地域の中で定期的に各種研修が必要であるが、一地域で必要な研修全てを用意することは困難。人員体制から、遠方で開催される研修に職員を派遣することは難しい。	市町協議会等が単独開催している研修会を圏域内で融通しあい、相互に参加できるようにすることで研修メニューを増やし、圏域内での人的交流を活発化することを検討する予定である。	

- 圏域課題①～③（表 5）への取り組み状況について、市町協議会、機関から報告いただき、意見交換を行う。
 - 事務局より

圏域課題①は県の実態調査でも最も多くの協議会が課題として挙げたものであることから、県や他圏域などでの取り組みにも注目して情報収集を進めたい。
 - 平塚市自立支援協議会より

平塚市自立支援協議会では、市協議会としても圏域課題に取り組んでいくこととなった。企画運営部会で方策を検討し、課題に応じて部会・分科会に振り分けて具体の検討や取り組みを進める。

圏域課題 ① 「医療的ケアを必要とする方が利用できる資源が足りない」

- ✓ 事務局より、圏域重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークの活動状況（p23～25 参照）について報告。
- ✓ 「喀痰吸引等制度」に基づいて、胃瘻の方へのケアを介護職がすべて対応している。この制度では、研修を受講して利用者一人ひとりに対して資格を取得するため非常に時間がかかる。「実質的違法性阻却」が認められていた頃は現場で比較的柔軟な対応ができていたが、現行制度では痰の吸引は口腔内のみであることから、ますます看護師が必要になり、介護職での対応が難しい利用者が増えてきている。医療的ケアが必要になった方への対応方法を探っている状況にある。

圏域課題 ② 「緊急時の受け入れ先の確保が難しい」

- ✓ 市内7ヵ所の入所施設を訪問して緊急時の対応状況等を個別に確認した。各施設とも、受け入れが難しければ病院に直接依頼するなどして調整・対応に苦慮していた。今後、意見交換でヒントを得たり他市町村の状況を調べるなどして、秦野市に合った方法を見つけたい。
- ✓ 伊勢原市は、市内に知的障害者の入所施設が1ヵ所のみのため急な短期入所利用が非常に難しく、他市の施設を利用するなど対応に苦慮している。地域生活支援拠点事業の一環として、緊急時の受け入れ先と体験の場の確保を検討しており、既存の施設や新設のグループホームとの契約により、必要時に連絡をとって利用につなげる体制を念頭に置いている。
- ✓ 厚木市では、昨年度から障害者自立支援協議会の傘下に地域生活支援拠点整備のプロジェクトと体験の機会・場をつくるプロジェクトが発足して協議しており、市が入所施設や精神障害者のグループホーム等と緊急時の利用に関する協定を結



び計画があるが、空き部屋を確保して緊急時に必ず利用できるというものではない。有事の際にはどこかの施設が一時的な受け入れはするが、その先の対応（入所先の調整など）については、虐待ケースと同様にこまめにケア会議・コア会議を開催して次の対応につなげられるようなシステムを検討している。プロジェクトでは、基幹相談支援センターが中心となって協定や緊急招集体制の機能を活用しながら、緊急時に当事者が困らないよう、「あんしん生活プラン」として通常のサービス等利用計画に緊急時の対応（短期入所先）とそれに向けた取り組み（日頃から短期入所を利用する、など）や、体験先のグループホームなどを盛り込むことを少しでも進め、日頃から緊急時に備える仕組みをつくらうとしている。

- ✓ 法人内の短期入所事業所では、常時ほぼ満床で非常に込み合っている。短期入所は在宅生活者の重要な支援の一つだと理解しており、極力ニーズに応えたいと考えているが、断らざるを得ない状況がある。重度の知的障害や行動障害のある方は、突然初めての施設で支援することは難しいため、普段利用している法人で受け入れるしかないが、定員を超えての受け入れはできないため、居場所を確保できなかった。
 - ✓ 施設入所の空きがないため、在宅生活の継続が難しくなり行き場がない方を長期間（1年～数年）短期入所で受け入れざるを得ない状況がある。今日行き場がない方を短期入所で受け入れても、その後の生活の場が見つからず、元々少ない短期入所の定員のうちの1床が機能しなくなってしまうという実態もある。
 - ✓ 精神障害者の緊急時は、精神科病院への入院となることが多い。病状が悪化したわけではなく、本来は入院する必要はないため、ショートステイやヘルパーなどの福祉サービスをもっと手厚くできれば在宅生活を継続できると思われるが、現実的には難しい。精神障害者のショートステイ先は極めて少ない。長期入院にさせないためには、入院中に在宅福祉サービスの調整やグループホーム探し、後見人、生活保護の申請などを病院のケースワーカーと連携して取り組まなければならない。入院させて終わりではなく、その後のケアも含めて考えていくことが非常に重要になっている。
 - ✓ 高次脳機能障害の方への緊急対応では、暴れていることで警察に保護されて措置入院となるケースがある。生活支援では、地域の相談員に依頼して対応していただいている。
 - ✓ 障害児の保護者から、育てるのが難しいと相談を受けた際に、知的障害児の施設に対応の可否を相談している。児童相談所には一時保護所があるが知的障害児の対応が難しいため、対応に苦慮することがある。
- ⇒今後も継続協議したいため、次回以降も各委員より情報提供をお願いしたい。（鈴木会長）

圏域課題③ 「相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所等の職員育成のための研修の機会が十分とは言えない」

- ✓ 事務局より、圏域内市町における研修の共有案について説明。

- ◇ 方法

湘南西部圏域の市町協議会、部会、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所は、主催する研修の情報とチラシを圏域自立支援協議会事務局にメールで送信する。受け取った圏域自立支援協議会事務局は、他の市町行政、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所に送り、受け取った機関はそれぞれの市町の事業所等に配信する。申し込み多数の場合には、主催する市町からの参加者を優先し、他の市町からの参加者は可能な範囲で参加できるようにする。圏域自立支援協議会事務局は、平成 30 年 2 月の第 3 回圏域自立支援協議会において実績等を報告する。

- ◇ 対象となる研修

湘南西部障害保健福祉圏域内の市町協議会、部会、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所などが主催する相談支援事業所、障害福祉サービス事業所などを対象とした研修。

- ◇ 期間

平成 29 年 10 月 24 日～平成 30 年 3 月 31 日

⇒承認され、実施することとなる。

- 会長より

高齢者ばかりがクローズアップされ、障害福祉への関心が薄くなっているように思える。協議会が声を上げていかなければ障害福祉が置き去りにされ、高齢福祉に飲み込まれ、介護保険に合併されるのではないかという危機感を強く持っている。その意味からも、障害者差別解消支援地域協議会を育てていくことが自立支援協議会の大きな役目でもあるため、今後ご協力いただきたい。

(3) 第 3 回自立支援協議会

[日時・会場・出席者数]

- 平成 30 年 2 月 21 日 14 時～16 時 30 分 於平塚保健福祉事務所大会議室
- 委員 32 名中 25 名出席、専門機関、県等 6 名、事務局 3 名 計 34 名

[概要]

- 市町協議会の特徴的な取り組みについて、報告いただく。以下、その一部。
 - 当事者部会
 - ✓ 設立に向けて活動を推し進めている。
 - ✓ 当事者部会の部会長を部会員へのアンケートで決定した。当事者部会活動への謝金を部会から地域協議会に提案し、承認された。

➤ 地域生活支援拠点事業「緊急時の受け入れ先の確保」

- ✓ 短期入所事業所等の資源を確認する調査を予定している。
- ✓ 地域の受け入れネットワーク構築に向けた会議を開催した。今後ニーズ調査、医療機関への参画の働きかけを検討している。
- ✓ 受け入れ先を確保するために予算立てしている。



➤ 障害福祉計画

- ✓ 当事者団体にも参加いただき、地域のニーズについて意見交換を行った。
- ✓ 当事者部会として意見を伝えた。出来上がった計画は、当事者にわかりやすいものにはなっていなかったため、新年度にわかりやすい版を作成する。

➤ 運営

- ✓ テーマを“移動・外出支援”と“一般就労先の開拓”に絞り、年度を通じて情報共有と意見交換を繰り返した。人材不足などの背景も含めて次第に課題が整理され、新年度の新たな動きにつながりつつある。
- 圏域課題①～③は、それぞれ来年度も継続して取り扱うことになる。その内、③については、「平成 29 年度 湘南西部圏域研修共有実績（H29.10.24～H30.3.31）」（表 6）を踏まえ、対象となる研修の範囲を広げて実施していくこととなる。
- 来年度は、緊急時の受け入れ、医療的ケア児者が利用できる資源についての協議に向けて、あんしんネット事業所にもオブザーバー参加いただくことで、承認を得る。また、圏域内で開催可能な場所を広く検討することになる。

表6 平成29年度 湘南西部圏域研修共有実績(H29.10.24～H30.3.31)

番号	配信日	日時	実施主体	タイトル	場所	参加者	その内、圏域 内他地域
1	10.26	11.12	伊勢原市精神障がい者を支える事業所連絡会	「ひきこもりの理解と支援」 ～家族と地域ができること～	伊勢原シテイプラザふれあい ホール	70	5
2	10.31	11.22	秦野市相談支援事業所等連絡会	事例検討GSV「身体障害に関する事例検討」	秦野市保健福祉センター 3階 第4会議室	18	0
3	11.21	12.21	平塚市障がい者自立支援協議会 計画相談支援分科会	2017年度 第3回相談支援専門員研修会	平塚市役所 本館 303 会議室	30	3
4	12.4	12.20	秦野市相談支援事業所等連絡会	事例検討GSV⑤ 「対象者別事例検討」	秦野市保健福祉センター 3階 第4会議室	39	6
5	12.2	1.20	平塚市障がい者自立支援協議会 地域生活支援部会精神分科会	精神障がいのある方のご自宅や地域での 生活支援を考える連絡会「精神障がいがある方 の食生活について」	平塚市勤労会館 3階大会議室	22	6
6	1.5	1.27	秦野市相談支援事業所等連絡会	基幹相談支援センター研修会 「意思決定支援」について	秦野市保健福祉センター 3階 第4会議室	26	1
7	1.9	2.6	平塚市障がい者自立支援協議会・就労支援部会	就労支援研修会 就労支援スキルアップセミナー ～発達障がい者編～	平塚市役所 本館 303 会議室	28	6
8	1.18	2.23	伊勢原市保健福祉部障害福祉課	自殺予防セミナー ～大切な人の命を守るために～	伊勢原シテイプラザ 1階 ふれあいホール	44	4
9	1.18	2.17	The Club + 伊勢原/クロスワーク伊勢原	ケアマネジメント 介護支援専門員∞相談支援専門員	The Club+伊勢原	48	2
10	1.23	2.16	平塚市障がい者自立支援協議会 計画相談支援分科会	2017年度 第4回相談支援専門員研修会	平塚市役所 本館 303・304 会議室	85	1
11	2.23	3.6	秦野市障害者権利擁護センター ライツ/ほだの	平成29年度 秦野市障害者虐待防止・権利擁護 研修会 ～虐待がおこりにくい環境づくり～	秦野市役所教育庁舎 3階会議室	42	0

2. 湘南西部圏域自立支援協議会と市町及び神奈川県自立支援協議会等との連携

(1) 市町自立支援協議会

湘南西部圏域自立支援協議会は、圏域内の4つの市町自立支援協議会とその部会の一部へ、委員やオブザーバーとして出席し、地域の取り組みから得られた成果と課題を共有しています。当協議会へは、それぞれの市町自立支援協議会から地域課題とそれに対する特徴的な取り組みを報告いただくことで、圏域内の優れた実践の共有につながっています。

(2) 圏域事業調整会議

圏域事業調整会議は、県内5つの圏域自立支援協議会、県、及び広域専門機関が参加し、年に6回開催されています。当協議会からも、圏域内市町の地域課題や、市町協議会における特徴的な取り組み、圏域のネットワーク活動などについて発信しています。

(3) 神奈川県自立支援協議会

神奈川県障害者自立支援協議会は、当事者、圏域自立支援協議会、県域の相談支援事業者、学識経験者、及び関係行政機関の職員が参加しており、今年度は神奈川県障害福祉計画策定の年度であることから、例年よりも1回多く年に3回開催されました。政令市と5つの圏域から地域課題や取り組みの成果が報告されるとともに、県自立支援協議会と部会の活動状況、県障害者施策審議会への報告状況等を共有しています。

(4) 湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会（以下、圏域支援地域協議会という。）は、平成27年度に平塚市が内閣府から『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にかかる「地域協議会」モデル事業（内閣府）』を受託し、複数の市町村が協働して広域で設置する全国初の取り組みとして、既存の当圏域自立支援協議会の枠組みを活用して立ち上がり、以来圏域自立支援協議会と同じ委員構成による同日開催で運営されてきました。平成28年4月の障害者差別解消法施行後は、正式に地域協議会として発足し、障害者差別実態把握のアンケート・ヒアリング実施、障害者差別事案の相談対応フロー作成、障害者差別解消フォーラム開催など積極的に取り組まれています。事務局は年度ごとに平塚市から建制順に市町障害福祉担当課が担当することとされ、平成29年度は秦野市障害福祉課が担当されました。

今年7月13日に開催された圏域支援地域協議会では、これまで2年間の圏域自立支援協議会との同日開催、同一委員構成（事務局等は別）を見直し、今後は相互に事務局が会議に参加しあって連携を維持しつつ、別日で会議を開催していく事になりました。事務局体制、会議開催の機動性、委員の負担軽減、その他の状況を踏まえ、今後の活動に向けて必要な体制を整えるために決定されたものです。圏域自立支援協議会と圏域支援地域協議会は、障害のある人の地域生活を支える両輪であるという認識の下、今後も相互に運営に協力しながら連携して取り組みを進めます。

IV . 湘南西部圏域相談支援ネットワーク活動報告

1. 湘南西部圏域相談支援ネットワークの概要

市町行政、中核的な相談支援事業所（基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等）、平塚保健福祉事務所を中心にネットワークを構成しています。

平成 24 年度以降、計画相談支援の導入が進む中で、地域の様々な努力により相談支援事業所と相談支援専門員が少しずつ増えてきてはいますが、サービス提供事業所と兼務であり、人員配置が 1～2 人程度であることから、困った時に相談できる人がいない、遠方の研修には参加できないという声も聞かれます。平成 29 年 8 月には、神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会がとりまとめた「相談支援専門員の業務等の実態に関する調査結果報告書」が公表され、現場での実感を裏付けるとともに、様々な実態が明らかになりました。こうした状況の中、平成 29 年度は、年に 3 回の相談支援ネットワーク会議において、相談支援体制整備に向けたそれぞれの地域での課題や取り組み状況等を共有し、圏域事例検討会では地域と協働して相談支援専門員の人材育成を推進してきました。また、圏域ナビゲーションセンター事務局が、市町主催の相談支援に係る部会、連絡会、事例検討会等に参加させていただき、情報共有や意見交換を行うとともに、連動性をもって本事業を進めました。

2. 湘南西部圏域相談支援ネットワークの活動状況

(1) 第 1 回相談支援ネットワーク会議

日 時	平成 29 年 6 月 29 日（木）13：30～15：30
場 所	平塚市役所本庁舎 706 会議室
参加人数	16 名

【主な議題と内容】

- ① 平成 29 年度相談支援ネットワーク会議について
 - 事務局より、地域課題や支援困難事例に関する情報共有、意見交換を行う場として年 3 回開催すること、圏域事例検討会はこの会議とは別に各市町協議会・部会とナビの合同開催という形で、各地域で年 1 回ずつ実施させていただきたいことを説明し、了解いただいた。
- ② 第 21 回神奈川県障害者自立支援協議会について
 - 「平成 29 年度神奈川県障害者自立支援協議会の運営について」に基づき、事務局より説明した。
- ③ それぞれの地域における相談支援体制に関する課題について
 - 「圏域内市町における相談支援体制整備の取り組みと課題等について」

に基づき、地域、機関ごとに課題感を説明した。(以下、その内容の一部)

- 全般的な相談に市のケースワーカーと委託事業所が対応し、サービス利用調整が必要になった段階で指定特定の事業所へ引き継ぐ流れを想定しているが、実際にはなかなか進まず、委託事業所が継続して担当している。
 - 支給決定ベースでも1名のケースワーカーが数百ケースを担当している状況にあり、関わりはどうしても限定的となってしまう。
 - 市、委託、指定特定相談支援事業所の役割分担が分かりづらい。計画作成に追われ、委託事業所が果たすべき危機介入や計画以外の支援という本来的な役割が果たせない。
 - 新規計画の依頼が一部の相談支援事業所へ集中していること、新規利用者への速やかな対応を可能とする相談支援事業所への適切な割り振り方法が見当たらないことが課題。
 - 指定事業所が増えたが、知識や経験の差は大きく、少数の安定している方を数件依頼するに留まっている。
 - 相談支援事業所が手一杯で、全てを計画に繋げることが難しくなっている。そこで今年度より、基幹相談支援センターの作成するセルフプランを苦肉の策として導入することとなった。
 - 放課後等デイサービスが増加している一方で児童の相談支援事業所は少ない状況があるため、新規開設事業所には、相談支援事業所としても指定を受けるよう促しつつ、それまでの間のセルフプラン作成支援をお願いしている。
 - どうしても個々の相談員が抱え込んでしまいがちなので、いかに事業所として考えていけるかが課題である。
- 今後に向けて挙げられた意見(一部)
 - 相談支援専門員の数は、毎年初任者研修が行われ一定量ずつ増えているにも関わらず一向に充足される目途が立たないのは、もっと別の根本的な課題があるからなのではないだろうか。
 - 相談員だけではサービスにつなげることが難しくても、サビ管と協力することで繋がることがあるのではないかと。サビ管と相談員の連携に、現状の課題に対する改善策のヒントがあるように思う。
 - 危機介入に関してはどこまでも対応するしかないが、指定特定相談支援事業所の対応には限界がある。委託事業所はその点動きやすく、精神に限って言えば、精神科病院とのつながりもある。委託相談支援事業所をもっと上手く使って欲しいと思う。



⇒年間を通じて、「相談支援事業所の役割の明確化につながる取り組みや実践」について情報共有していくこと、新たにネットワークメンバーの名簿を作成し、より意見交換、情報交換がしやすい環境を整えることとした。

(2) 第2回相談支援ネットワーク会議

日 時	平成 29 年 9 月 6 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 30
場 所	二宮町役場 第 1 会議室
参加人数	16 名

【主な議題と内容】

- ① 第 22 回神奈川県自立支援協議会、平成 29 年度第 1 回湘南西部圏域自立支援協議会について
 - 「市町協議会における地域課題と取り組みの整理」、「地域協議会が向き合う障がい者等への支援体制に関する課題（地域課題）の実態調査」、「平成 28 年度相談支援専門員の業務等の実態に関する調査 結果報告書」に基づき事務局より説明し、湘南西部圏域の課題整理表を共有した。
- ② 基幹・委託・指定特定相談支援事業所の役割に関して
 - 各市町において取り組みはあるものの、具体的に報告、共有できる段階にないことを確認。引き続き県内の動向も参考にしながら、次回以降の会議において協議していくこととした。
- ③ 医療保護入院者退院支援委員会について（ほっとステーション平塚より）
 - 制度開始から 3 年以上経過しているが、「医療保護入院者退院支援委員会」という名称の普及は地域の中でそれほど進んでいないこと、精神科病院から退院する際のケア会議への相談支援専門員の出席は行われていることを確認。秦野市ではケースワーカーが年に 1 回、長期入院されている方を訪問し、生活状況の調査を行っていることを共有した。
- ④ 緊急時の受け入れ先について（湘南西部圏域の課題整理表より）
 - 事務局より課題整理表に基づき説明し、意見交換した。（その内容の一部）
 - グループホームや介護保険施設等も視野に入れ、いくつかの事業所と協定を結ぶような形で居室確保を図っていく必要があると考えている。
 - 緊急時の受け入れは市内の事業



所の協力を得て対応しており、新たな受け入れ先の確保には至っていない。行動障害の強い利用者を身障施設で受け入れて欲しいと言っても難しいように、居室を確保するだけでは解決しない面があるため、もう少し広域的な視点で考える必要性を感じている。

- 虐待事案に限っては、市内の高齢者施設に輪番制で居室確保してもらえる事業を実施している。ただこれも、障害特性等を考えると必ず受け入れられるわけでない。
- 地域の社会資源が限られているため、緊急時の受け入れ調整は必然的に広域で行ってきた。一時的に病院に受け入れてもらったケースもある。
- 地域との関係性、事業での関わりから、ビジネスホテル、旅館、温泉施設を利用させてもらい、急場をしのいだことがある。

⑤ 圏域内での研修の共有について（湘南西部圏域の課題整理表より）

- 意見交換した結果、市町協議会、部会等で開催する研修会を、圏域内で広く共有し活用していくことで合意を得た。そのため、事務局で実施要綱の素案を作り進めていくことになった。

(3) 第3回相談支援ネットワーク会議

日 時	平成30年1月19日（金）14：00～16：00
場 所	ぱれっと・はだの
参加人数	16名

【主な議題と内容】

- ① 平成29年度第2回湘南西部圏域自立支援協議会
 - 事務局より概要を説明した。
- ② 圏域重心・医療的ケア支援ネットワークの活動状況
 - 事務局より「圏域重心・医療的ケアを必要とする方を支援する医療機関懇談会」「重心・医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク事業所情報交換会」の概要を報告し、病院ごとのレスパイト入院への取り組みの状況と診療情報提供料（I）の取り扱いの課題を共有した。
- ③ 圏域課題への対応状況の確認
 - 「緊急時の受け入れ先」に関する情報を共有した。
 - ぱれっと・はだのでは、秦野市内短期入所施設との緊急時の受け入れに関する会議を近日中に開催予定である。
 - 「圏域内の研修の共有」について、事務局より実績を報告した。

- 区域内に配信する側では、特に手間にはなっていない。
- 事業所から、自分たちも参加して良いのかと問い合わせがあった。
⇒一定の効果があると認められることから、来年度も継続する。対象となる研修は、圏域内で実施する他団体が主催するものにも拡大する方向で検討し、協議会に諮る。

④ 高齢分野との連携

- 地域の情報を共有した。
 - これまで障害福祉サービスを利用していた方が、65歳になったことで介護保険の要支援者になった。しかし、大手事業所の撤退によりサービスを利用できなくなり、生活を維持するため障害福祉サービス利用に戻った方がいる。
 - 居宅介護支援事業所が、特定相談支援事業所の指定をとった。行政、民間からの働きかけが奏功した。
 - 特定相談支援事業所の指定をとるように働きかけている居宅介護支援事業所が1か所ある。既に相談支援従事者初任者研修を受講していたいている。
 - 高齢分野と障害分野と合同の研修会を予定している。通院等介助の扱いなど、利用できるサービスの違いやポイントを確認する場になる。

⑤ 基幹・委託・指定特定相談支援事業所の役割に関して

- 地域生活支援拠点事業との関連で、新たな相談支援体制を検討している地域があることを確認し、暫定的なイメージを共有した。



(4) 第1回圏域事例検討会

日 時	平成 29 年 5 月 16 日 (火) 18:00~20:00
場 所	伊勢原市役所 2 階 2C 議室
参加人数	27 名 (圏域ナビ 2 名: 全体進行・ファシリテーター 含む)



伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会の相談員等スキルアップ研修「グループスーパービジョンの手法を使った事例検討」と合同開催した。当日は、相談支援専門員を中心に、行政、教育関係者、サービス提供事業所職員の方々が参加した。アイデア出しでは、どのグループもストレングスを活かした様々な切り口からのアイデアが出ており、この手法に習熟してる方が多いこと、普段の支援の中でもストレングスモデルが活用されていることが窺われた。事例提供者からは、事例を提供して良かった！というコメントをいただいた。

(5) 第2回圏域事例検討会

日 時	平成 29 年 8 月 23 日 (水) 14:00~17:00
場 所	秦野市保健福祉センター3 階 第 4 会議室
参加人数	36 名 (圏域ナビ 4 名: 全体進行・ファシリテーター含む)

秦野市相談支援事業所等連絡会(サービス管理責任者児童発達支援管理責任者ネットワーク合同会議)と合同開催した。秦野市では今年度から相談支援事業所連絡会とサービス管理責任者児童発達支援管理責任者ネットワークが合同で毎月活動をしており、事例検討会は年に4回予定された。当日は、相談支援専門員を中心に、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(9名)、行政、医療関係者の方々が集まり、にぎやかな中でもスムーズに進行した。職種やその専門性に違いはあっても、ストレングスを基盤にした見方が共通していることで、その専門性を活かした連携がスムーズに運ぶことに気づかされた。事例提供者からは、事例の本人さんがかつて良い表情をしていた姿を思い出した、本人さんの良いところを意外に多く知っていることに気付いた、視野が広がった、というコメントをいただいた。



まだ話したことのない方がいても、
アイスブレイクで一気になごみました

(6) 第3回圏域事例検討会

日 時	平成29年10月13日(金) 17:00~18:30
場 所	平塚市役所 3階 303会議室
参加人数	31名(圏域ナビ2名 含む)

平塚市障がい者自立支援協議会 計画相談支援分科会 第2回相談支援専門員研修会「グループスーパービジョンの手法を用いた事例検討～地域での課題共有と取り組みのきっかけづくり～」と合同開催した。事例を提供した支援者は、一人暮らしを望む方をどう支援していくべきかに迷いを抱えていたが、相談支援専門員を中心に行政も入って活発に意見交換がなされていく中で、納得できる支援の方向性を見つげられたとのことであった。

(7) 第4回圏域事例検討会

日 時	平成29年12月20日(水) 15:00~17:00
場 所	秦野市保健福祉センター3階 第4会議室
参加人数	39名(圏域ナビ3名 含む)

秦野市相談支援事業所等連絡会(サービス管理責任者児童発達支援管理責任者ネットワーク合同会議)と合同開催した。10月末から始まった圏域内研修を共有する取り組みにより、他の市町から6名の方が参加した。支援の難しさが目立つ事例であったが、ストレングスを活用して支援の対象となる方やその状況に対する視点を変えることで、支援の可能性が広がることを全体で共有した。それにより、事例を提供した支援者を支えることにつながった。

V. 湘南西部圏域重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク活動報告

1. 重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークの概要

平成 22 年度の支援検討委員会における実態調査結果から抽出した地域課題の軽減・解消に向けて、「身近な地域に馴染みのサービスを」、「不安な時、困った時に相談できる場所を」、「身近なところからはじめよう」を柱として、情報交換と地域連携の強化を目的としてネットワーク活動を開始しました。ネットワーク委員は、サービス利用当事者（保護者、家族）、市町行政、教育機関、専門機関（保健福祉事務所、児童相談所）、医療関係機関（病院、訪問看護）、サービス提供事業所、相談支援事業所の方々を中心に構成しています。

平成 29 年度は、湘南西部圏域自立支援協議会において「医療的ケアを必要とする方が利用できる資源が足りない」ことが圏域課題として整理されました。また、神奈川県障害者自立支援協議会による県内の地域協議会を対象にした調査においてもこの課題が最も多く挙げられていることがわかり、改めて当圏域のみならず各地で共通する課題であることが認識されました。こういった背景を理解した上で、前年度の取り組みから明らかになった通所事業所における医師の指示書に関する課題やレスパイト先の足りなさに関する課題を中心に据え、医療機関との連携、サービス提供事業所間の連携を通じて、具体の取り組みの工夫などの情報交換、必要な取り組みに関する意見交換に継続して取り組みました。

(1) 第 1 回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議

日 時	平成 29 年 9 月 15 日（金）10：00～12：00
場 所	県立平塚養護学校保護者控室
参加人数	24 名

【主な議題と内容】

- ① 神奈川県障害者自立支援協議会、湘南西部圏域自立支援協議会について
 - 事務局より、県及び圏域協議会の概要について報告した。
- ② 医師の指示書について
 - 事務局より、医療的ケアを必要とする方の通所先における課題として、昨年度に引き続き協議していく予定であることを説明した。その上で、スプラウトよりその後の取り組み経過について説明いただいた。
 - 「医療的ケア児への支援」研修会に参加し、質疑の時間を通して講師からこの件について課題として認識していただけたと考えている。
 - 県看護協会でもこの課題を認識しているが、現場からの要望が少ないため、要望を上げることで改善に向けた動きが早まる可能性がある

の助言を受け、要望書の案を作成した。要望書完成後は、医療的ケアを必要とする方が通所している事業所等に提案し、賛同意見をとりまとめて県看護協会へ提出したいと考えている。

- 事業所独自様式の医師の指示書の作成を家族に依頼してきたが、医療機関によって費用負担の差があったり、保護者から聞き取った内容がそのまま記載されてきたりもした。これらの課題も含め、「喀痰吸引等制度」などと同様に整理されればと良いと考えている
- 状況の報告を受けて上がった意見（一部）
 - 圏域外の保育所では、口頭の指示のみで医療的ケアを提供している。医師の指示書なしで医療的ケアを提供している事業所は他にもあるため、保育園や他市の事業所からも賛同を得られるのではないか。
 - 団体への発信方法としては、1事業所が発信するよりは、よりまとまりのあるところから発信した方が効果的だと思われる。
 - これまでに主治医が数人代わり、全てのケア内容に詳しい医師がおらず、保護者の対応をそのまま指示書に転記した非常に簡易なもので二千円程の費用がかかった。保護者としてはこのような指示書そのものに納得しがたい思いはある。指示書の体制がしっかりすれば、保護者との信頼感も増すのではないか。
 - 「喀痰吸引等制度」と同様に半年に1回指示書を更新するルールになる。指示書の体制が整えば、保護者の捉え方も変化すると期待している。

⇒各委員から助言や情報をスプラウトに集めていただき、本ネットワークの関わり等についてはスプラウトと相談しながら、事務局から委員へ進捗等の情報を発信していきたい。

③ 医療的ケアを必要とする児童の通う学校への看護師派遣について

- 平塚市こども家庭課より
今年度から医療的ケア児が通う学校への看護師派遣を開始し、3名の看護師を採用した。対象児童は3名で、吸引が必要な児童1名には看護師が付添って教員補助の役割もしている。
- 秦野市障害福祉課より
教育委員会で導尿が必要な児童への具体的な支援について検討が進められているが、現状では実施に至っておらず、今年度中に開始できるよう手続きが進められている。

④ 地域課題について

- 平塚保健福祉事務所秦野センターより
主催した研修会では、医療機関同士にもネットワークが必要であること、病院が地域の医療体制に詳しくなく家族へどう伝えるか迷うため

医療と福祉の仲介役が必要と思われることなどについての意見があがった。ソーシャルワーカー、母子保健担当課、障害福祉課、相談員などがつながりを持つことの重要性を確認できた。

- 伊勢原市障害福祉課より

医療的ケア児（未就学～就学児）への支援では、卒業後の受け入れ先のなさも併せて検討すべき大きな課題であるが、市町村単独では医療機関等とのネットワーク形成が難しい。本ネットワークの活用を市障害福祉計画に位置付け、圏域内で連携し、市としての施策を進めていきたい。そのためにも、本ネットワークの今後の継続的な活動を提案したい。

⇒今後も本ネットワークを通して連携しながら圏域内の諸課題に取り組んでいくことを確認した。

- 神奈川病院より

重症心身障害児者の病床における短期入所の延べ利用日数は前年度比で平成 28 年度は 140%、今年度は現時点で 110%を超えている。その中で、当院が医療依存度の高い方を受け入れられない場合に適切な機関につなげづらいこと、いわゆる「例外ケース」の場合短期入所により「特別児童扶養手当」の支給が停止されることとなった影響で短期入所を利用しづらくなっていることが課題である。

⇒特別児童扶養手当の支給について、児童相談所より補足説明あり。養護学校、相談支援事業所より、家族からの相談受付状況と対応策について説明あり。

- ソーレ平塚（あんしんネット）より

年々登録者が増えているが、特に看護師の夜間配置に十分対応できず、断るケースが増えている。マンツーマン対応が必要な行動障害のある方も非常に増えているが、介護職も不足しているため受け入れにつながらない。平成 32 年以降の本事業について県からアパウンスがあった。

- 事務局より

医療的ケアを必要とする方のレスパイト入院を今年 2 月から開始した秦野赤十字病院の取り組み状況について、かながわ湘南西障福ナビだより第 90 号を基に報告した。

(2) 第2回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議

日 時	平成30年2月2日(金) 10:00~12:00
場 所	県立平塚養護学校保護者控室
参加人数	22名

【主な議題と内容】

① 圏域重心・医療的ケアを必要とする方を支援する医療機関懇談会について

- 事務局より資料に基づいて概要を説明し、各病院での取り組み状況、医療機関同士の個別ケースでの連携の可能性を中心に報告した。
 - 医療機関同士でのレスパイト利用する方の情報交換の機会はなく、また、ケース数が多くはないことから改めてその場を作ることは容易ではない。まずは個別の事例を通じて、医療機関をつなげていく取り組みが必要ではないか。
 - 学校でのケース会議では、医療機関にも声をかけてはいるが、市外からの参加を促すことになるため、自主的に配慮してしまうこともある。ケース会議がその児童に関わる医療機関同士をつなぎ新たに連携が生まれるきっかけになると捉え、取り組みたい。
 - あんしんネット事業で医療的ケアを必要とする方の情報を登録者名簿として把握しているのであれば、当事者・ご家族の了解を得て医療機関同士をつなぐことは可能かご検討願いたい。
⇒ “レスパイト利用している医療機関の情報はないが、まずはその把握から始めたい” と後日回答いただく。
 - 相談支援専門員が、現在レスパイトを利用している病院と新たに利用予定の病院のケースワーカーをつなぎ、支援内容が伝わり初回利用がスムーズに進んだことがあった。この会議に参加している4つの相談支援事業所も対象となる事例があり、当事者・ご家族から了解が得られれば、医療機関同士をつないでみることはどうか。
⇒参加している各相談支援事業所で持ち帰り、対象事例があれば取り組むこととなった。

② 重心・医療的ケア支援ネットワーク事業所情報交換会について

- 事務局より資料に基づき説明した。スプラウトより、事業所情報交換会での実践報告内容に補足いただいた。
 - 医師の指示書の費用負担がまちまちで困るという事業所の声があったようだが、来年度の事業所情報交換会では、その点を調査して実態を把握してみてもどうか？
⇒実施に向けて事務局から各事業所にご相談することとなる。

③ 医師の指示書について

- 事務局より、神奈川県、神奈川県重症心身障害者協議会、県内の医療的ケアを必要とする方を受け入れている事業所に協力を仰ぎ、情報収集した結果を報告した。
 - 平成 29 年 10 月 25 日に、関東信越厚生局神奈川事務所に「診療報酬改定等に関する質問票」を用い、診療情報提供料（I）の算定が可能であるか質問した。その結果、10 月 31 日に口頭で、“算定できるものはない。”との回答を得た。
 - 会議終了後、新たな情報提供をいただき、平成 30 年 1 月 24 日に平成 30 年度診療報酬改定の個別改訂項目が公表され、「I-1 ⑩ 障害福祉サービスの相談支援専門員との連携」に示されていることが判明した。
 - 医療的ケアを提供するための根拠として、医療的ケア実施要綱（医療的ケアを提供するための流れ、協議体の設置、医療的ケア指示書様式など含む）を整備し取り組んでいる圏域外の障害福祉サービス提供事業所から情報提供いただいた。働く看護師は、この要綱を根拠にしてケアできているため、安心感があるという。
 - 圏域内の事業所で要綱を整備している事業所があるか事務局が調査することになった。
- スプラウトでの要望書への取り組み状況を共有した。その後も継続して、関係機関に趣旨を理解いただきながら署名を集めており、要望書提出に関する当ネットワーク委員からの個別の質問にも対応いただけるとのこと。



(3) 圏域重心・医療的ケアを必要とする方を支援する医療機関懇談会

日 時	平成 29 年 12 月 7 日（木）10：00～12：00
場 所	神奈川病院
参加人数	11 名（圏域内 5 病院、2 訪問看護ステーション あんしんネット事業所、2 保健福祉事務所）

【主な議題と内容】

- ① 湘南西部圏域重心・医療的ケア支援NWの取り組み状況について
 - 事務局より、事業概要、本ネットワークの活動状況と、サービス提供事業所における医師の指示書に関する課題への取り組み状況について説明した。

② 各機関の事業実施状況、課題について

- 各市町村で医療的ケアが必要な方の緊急時の受け入れが大きな課題となっているが、取り組みを始めている地域もある。相模原市や茅ヶ崎市での取り組みが参考になるのではないかと。
- 今年 2 月から地域包括ケア病棟を活用して、レスパイトの受け入れを開始した。成人になると児童施設を利用できなくなるため資源を探しているという相談も受けている。一般病床と違って看護師配置が少なく、医療的ケアを必要とする方を受け入れることに不安があったが、現場の職員が少しずつ慣れてきている。2 回目の利用では、元気な姿を確認できることでやりがいを感じている。
- 在宅復帰強化病棟の中で空床を調整して受け入れており、通常 2～3 名がレスパイトを利用している。退院後 30 日間は再利用できないが、毎回 30 日間空けてすぐに利用している方もいる。利用者は医療行為が多い方が中心であり、気管切開、吸引、酸素療法、人工呼吸器の方などを受けている。
- 保護者の思い・要望への対応や、医療機関であっても緊急時の対応が困難な場合もあることなど、受け入れの難しさを感じるが、様々なケースがあるため、協力可能なケースがあれば相談いただきたい。
- 地域で重症心身障害児のレスパイトのニーズが高まっていることは院内でも承知しており、小児科ではレスパイトの受け入れに向けて、近隣の状況を考慮して検討を進めている。
- 喀痰吸引等研修を修了した介護職員向けの医師の指示書については、当初医師の理解が得られないなどにより、用意できないご家族が多かったが、現在は浸透しつつある。しかし、喀痰吸引等研修に多大な時間を要するために職員の派遣が容易ではないこと、介護職員が提供できる医療的ケアの範囲は非常に限られているので結局は看護師が必要になること、また、介護職員では不安で看護師配置を希望するご家族が当事業所では約 9 割にのぼることから、現場での課題感は解消されていない。



⇒本日の各機関の事業概要説明の中から、複数の病院のレスパイトを並行して利用している方がいる可能性があることがわかった。病院間で個別ケースの情報交換の場はなく、互いに他の病院による対応を十分把握できる訳ではなかった。レスパイトに対応している病院が個別に連携することで、利用者を受け入れ易くなり、利用者もレスパイトを利用しやすくなる可能性を確認できた。

(4) 重心・医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク事業所情報交換会

日 時	平成 30 年 1 月 12 日 (金) 18:00~20:00
場 所	ソーレ平塚 レインボーホール
参加人数	22 名

【オリエンテーション】

事業概要及び今年度の活動状況について説明した。

【第 1 部】実践報告

『スプラウトの利用状況とご家族の意識調査

～医療的ケア児者を受け入れるにあたっての課題～』

発表者 特定非営利活動法人 障害児・者・家族サポート事業所スプラウト
管理者・看護師 佐藤 大輔 氏

スプラウトは、平塚養護学校の卒業生の進路が無かったことから、日中活動の場の確保のために教員や保護者が中心となって平成 18 年に 2 月に設立された。実践報告では、事業所で実施したアンケート調査結果から、特に医療的ケアのある利用者さん（ご家族）の活動への興味関心が高いと推測され、現在の医療的ケア提供体制は看護師中心となっていることから、サービスは看護師なしでは成り立たないとの報告があった。安心して看護師が働ける環境づくりに関しては、利用に際しての医師の指示書の用意を前提としていること、指示書があることのメリットや今後の課題（文書料が発生する方としない方がいること、更新のタイミング、記載事項以外の行為への対応）について、ご説明いただいた。今後医療的ケアを必要とする利用者さんが増えていくことが予想される中で、看護師が安心して医療的ケアを提供できる環境が、利用者さんやご家族の安心につながるため、様々な準備をして臨みたいとお話しいただいた。



【第 2 部】グループワーク

テーマ『安心してサービスを提供するために』

全参加者が 6 つのグループに分かれ、テーマを中心に意見交換し、その結果を全体で共有した。以下、その概要。

1 グループ

- ☆ 利用者さんの高齢化による心身の変化への対応、障害福祉を未経験のスタッフに対する必要な教育、わかり易いマニュアルの工夫や整備など、適切な支援体制づくりが大切。

- ☆ 訪問看護では当たり前の指示書が、なぜデイでは難しいのか。当たり前に指示書が揃うことが大切。
- ☆ 新しい医療的ケアが必要な利用者さんの利用開始時に、ご家族へのヒアリングを行うが、例えば発作の時間などについても、感覚の違いがあったりする。自宅ならではの対応が施設でそのままできない場合もある。職員が不安の無いよう根拠をもって対応できることが必要。
- ☆ 指示書を定期的にとってきてくださるご家族も中にはいるが、それ以外の方の更新時期を確認することも大切。
- ☆ 複数の事業所を利用している方の場合、看護師同士で専門的知識・技術について意見交換する場があると良い。
- ☆ 複数の事業所を利用している方もいるので、どこでも安心してサービスが受けられるように、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、情報共有できる場があればよい。いろいろな事業所を見学するもの勉強になる。
- ☆ 職員が安心して働けることが必要。個人のやりがいにだけに頼ってはいけない。

2グループ

- ☆ 先日まで元気に利用していた方が、突然状態が悪化して亡くなっていたと後から知った事例もあるため、いざという時の体制が整っていることは大切。
- ☆ 看護師の雇用の厳しさがある、若い看護師が辞めていってしまう傾向があり、人手不足の解消が必要。
- ☆ 指示書はあるが、一時的なものは医師からの口頭指示で対応している。主治医が変わったら指示書も再度提出していただいている。
- ☆ 原因が特定できない利用者さんの骨折を防ぐために、移乗にリフトを活用するなど様々な工夫をしているが、情報を集めて安心してサービスを利用できる環境を考えていく必要がある。

3グループ

- ☆ 職員が守られている事業所が安心して働ける。かつては指示書が面倒だと反発もあった。
- ☆ 利用者さんが安定して利用できていると、職員も仕事としてやっていける。
- ☆ 看護師と支援員が共同して働けるところ。
- ☆ 医療的ケアを必要とする利用者さん8名に対し、看護師1名になることもあり、不安はある。
- ☆ 共通の指示書様式の利用。



4グループ

- ☆ 看護師が現場に複数いることが安心感につながる。看護師一人では心配を抱えながら仕事をする事や、看護師が休むと利用者さんも休まざるを得ない。
- ☆ 指示書の作成にかかる費用がまちまちで、早急に対策を講じてほしい。
- ☆ 医師が複数関わることで、関わる機関同士での融通が利かなかったり、提供可能な医療的ケアが違うこともある。
- ☆ 年齢を重ねることによってケアの内容が変わってくる。特に児童は変化が大きい。そこで適切に連携対応できるか。
- ☆ 養護学校の指示書が細かくて整理されているため、それを通所事業所で共有できると良い。それにより、事業所の看護師も守られる。
- ☆ 資源を活用しながら、訪問診療、計画相談など複数の機関が関わって、うまく支援が進んだ事例を紹介してもらい、ネットワークで情報交換を進める中で事業所が安心してサービスを提供できる環境を整えたい。

5グループ

- ☆ 指示書の更新時期の整理が必要。ケアが増えた時、様子が変わった時など。
- ☆ 指示書とともに依頼文を添えると慣れていない開業医にも理解いただける。
- ☆ 看護師への指示書は幅を持たせて記載していただき、支援員向けの喀痰吸引の指示書は限定的に記述していただき、適切に対応している。
- ☆ 工夫しながら、より良いケアを志向している。
- ☆ 病院のレスパイトも含めて利用可能な施設が増えているというが、病院や地域の事業所などそれぞれの機関同士の役割分担がはっきり見えてくると良い。

6グループ

- ☆ 在学中から長く通い慣れた事業所で過ごしていることが安心につながる。一方で短期入所の受け入れ先が見つからないという話を耳にするが、急に利用しようとしてもご本人の情報がないため受けられないことから、普段から複数の事業所を使っておくことも大切だろう。いろいろなサービスを使っていただき、事業所間で情報を共有できると安心してサービスを利用できるようになる。
- ☆ 家族にとっては書類の準備が面倒、医療的ケアだと荷物が多くて大変なので、体験利用につながらないという話もある。
- ☆ 指示書に幅を持たせることができることがわかって良かった。やり易いことが多くなると感じた。

【終わりに】

事務局より、以下の点をご報告した。

- 昨年度の医療機関懇談会を契機に、新たに医療的ケアを必要とする方のレスパイトの取り組みを始めた圏域内の病院について、ナビだより第90号で報告させていただいた。今年度の医療機関懇談会は、新たに圏域内の2つの病院にご参加いただき、事例は多くはないものの医療的ケアを必要としている方のレスパイト入院に対応している病院、地域にレスパイト先が少ないことに課題感を持ち将来的なレスパイト入院の開始に向けて準備を進めている病院があることがわかった。今後新たな情報があれば、様々な機会に事務局より発信させていただく。情報があればお寄せいただきたい。
- 医師の指示書に関する課題は、昨年度のこの事業所情報交換会で提起され、その後、ネットワーク会議、医療機関懇談会の場でも継続して意見、情報交換をしてきた。圏域ナビ事業ということで、神奈川県にも相談し、助言いただきながら、継続して情報収集を行っている状況である。
- 重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援に携わる機関が集まって互いに普段の支援を振り返り、意見・情報交換をすることで、新たなつながりが生まれ、地域の中の支援体制がより整っていく事が期待できる。本日の事業所情報交換会を通じた出会いを活かし、今後も圏域で一体的に体制づくりを推進できるよう、ご協力をお願いしたい。

VI. 自立支援協議会、部会等への参加状況について

県、市町協議会、圏域課題と共通する地域課題を扱う地域部会等の一部へ参加し、当圏域自立支援協議会との情報共有を図り、連携して取り組みを進めました。

神奈川県障害者自立支援協議会
神奈川県障害者自立支援協議会 基幹相談支援センター連絡会
平塚市障がい者自立支援協議会
平塚市障がい者自立支援協議会地域生活支援部会精神分科会
平塚市障がい者自立支援協議会企画部会計画相談支援分科会
秦野市障害者支援委員会
秦野市相談支援事業所等連絡会
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会企画調整会議
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会（ワーキング含む）
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会部会
神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議
湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会
湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会ワーキング
湘南西部あんしんネット支援協議会
平塚保健福祉事務所秦野センター 保健福祉サービス連携会議母子保健委員会
平塚保健福祉事務所秦野センター 母子保健委員会小児慢性特定疾病対策部会
平塚児童相談所 在宅重症心身障害児に関する連絡会議
平塚児童相談所 施設入所中の児童の地域移行に係る連絡会議
平塚養護学校肢体不自由教育部門生徒の進路に関わる連絡会
秦野伊勢原自閉症児親の会チャットパル

VII. 研修等の開催状況について

開催日	テーマ	参加者
H29.7.6 平塚保健福祉 事務所秦野セ ンター講堂	「平成29年度 従事者研修「医療的ケア児への支援」 (主催) 平塚保健福祉事務所秦野センター (共催) 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター	32 名
H29.7.29 平塚保健福祉 事務所 大会議室	「精神障がいのある方のご自宅や地域での 生活支援を考える連絡会」 (合同開催) 平塚市障がい者自立支援協議会地域生活支援部会精神分科会 平塚保健福祉事務所、ほっとステーションひらつか 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター	25 名
H29.8.29 秦野市保健福 祉センター3階 多目的ホール	「湘南西部圏域で障害福祉に携わる支援者のための 障害者差別解消法研修会」 (主催) 湘南西部障害保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会	70 名
H29.9.7 伊勢原シテイ プラザふれあ いホール	「小児の地域包括ケアシステムづくり講演会(パート4)」 (主催) 平塚保健福祉事務所秦野センター (共催) 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター	31 名
H29.9.27 伊勢原シテイ プラザ3階 研修室	「平成29年度伊勢原市障害者雇用促進セミナー ～障害者の雇用・職場定着を目指して～」 (主催) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会 (共催) 平塚公共職業安定所 障がい者就業・生活支援センターサンシティ 平塚市障がい者自立支援協議会就労支援部会 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター (後援) 伊勢原市雇用促進協議会	31 名

<p>H29.12.21 平塚市役所 本館 303 会議室</p>	<p>「平塚市障がい者自立支援協議会 計画相談支援分科会 2017 年度 第 3 回相談支援専門員研修会」 (主催) 平塚市障がい者自立支援協議会 神奈川県リハビリテーション支援センター (共催) 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター</p>	<p>30 名</p>
<p>H30.1.20 平塚市 勤労会館 3 階大会議室</p>	<p>「精神障がいのある方のご自宅や地域での 生活支援を考える連絡会」 (合同開催) 平塚市障がい者自立支援協議会地域生活支援部会精神分科会 平塚保健福祉事務所、ほっとステーションひらつか 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター</p>	<p>22 名</p>
<p>H30.2.6 平塚市役所 本館 303 会議室</p>	<p>「平塚市障がい者自立支援協議会・就労支援部会 就労支援研修会」 (主催) 平塚市障がい者自立支援協議会・就労支援部会 障がい者就業・生活支援センターサンシティ (共催) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会・就労支援部会 平塚公共職業安定所 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター</p>	<p>28 名</p>
<p>合 計</p>		<p>269 名</p>

